

平成27年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 公平委員会事務局
- 3 監査実施期間 平成27年 8月19日
- 4 監査結果報告 平成27年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公平委員会事務局】

<p>(1) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。あらためて所属の任務目的や事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定するよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成28年 5月30日 公平委員会の業務は、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、職員に対する不利益処分の審査等、発生した事案に適切に対応するものであるため、目標値等を設定することは困難であるが、より適切な活動指標、目標値等を設定できないか、検討している。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年11月30日 公平委員会の業務は、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、職員に対する不利益処分の審査、職員団体の登録事項の変更等、発生した事案に適切に対応するものである。 定期監査の意見に基づき検討を行ったが、公平委員会においては、上記職責に照らし、事案が発生した際には速やかに公平委員会を開催し、事案に対応する必要がある。 よって、「公平委員会開催数」を活動指標として継続する。</p>